

個人所得課稅

少子・高齢社会における個人所得課税の基本的考え方

- 国際的にみて極めて低い負担水準（平成15年度6.1%（対国民所得比） 主要国は2桁の水準）

⇒ 基幹税としての機能の回復が課題 経済情勢を見極めながら取り組んでいく
（財源調達機能、所得再分配機能）

- まず、個人所得課税の様々な歪みや不公平を是正する必要

現状では、特定の収入だけに適用される特別の控除や非課税措置が多く存在し、各種の収入間で負担にアンバランスが生じている

例：高所得者・低所得者に関係なく、年金収入であれば公的年金等控除が適用されるため、世代間・世代内の不公平が発生
雇用が流動化する中、退職所得控除の存在が、多様な就労選択に対して中立的でなくなっている

- 少子・高齢社会にふさわしい負担構造の構築

⇒ 各種の収入を課税ベースに取り込んだ上で、個々人の諸事情への配慮は、基礎控除や扶養控除といった人的控除にまとめる方向（「広く公平に負担を分かち合う」）

⇒ その際、次の観点が重要

- ・ 現役世代に負担が偏らないよう世代間の公平を確保する
- ・ 世帯構成の多様化を踏まえ、家族の就労に対して中立的な仕組みとする
- ・ 少子化の進展に対し、次世代の担い手である子供の扶養に配慮する

年金課税等の見直し

- 現状は、拠出段階(入口)から給付段階(出口)まで、実質的に非課税の状態
 - ⇒ 少子・高齢化の進展に伴い、今後ますます増大する社会保険料拠出と年金給付がともに課税ベースから脱漏し、個人所得課税の基幹税としての機能が更に減殺されていく
 - ⇒ 高所得の高齢者まで一律に優遇しており、世代間だけでなく、高齢者間でも不公平が生じている

- 少子・高齢社会においては、現役世代の活力維持を重視する方向で見直し
 - ⇒ まず、給付段階の課税の適正化に取り組む必要

- 年金収入を課税ベースに取り込み、担税力のある高齢者には、能力に応じて適切な負担を求める方向
 - ⇒ 公的年金等控除などの見直し(年金収入のみで生計を立てる低所得者へは十分配慮)
 - ⇒ 世代間だけでなく、世代内の負担の公平も確保していく

- 社会保障関連の非課税給付についても、課税対象に取り込む方向で検討していく必要
 - ⇒ 遺族年金給付や失業等給付など(低所得者に対する配慮は人的控除等で行っていく)

給与課税・退職課税の見直し

給与課税

- 給与所得控除は、「勤務に伴う経費の概算控除」としての位置付けを明確化すべき
同時に、特定支出控除の範囲についても検討し、確定申告して経費を実額控除する機会を増加させる方向
- その際、負担水準を調整する観点から、基礎控除などの人的控除の水準の引上げを検討していく必要

退職課税

- 退職所得控除は、多様な就労選択に対して中立的な制度とする必要
 - ・ 現状では、勤務年数20年を境に、控除額が一気にほぼ倍増する仕組み（～20年：40万円 / 20年～：70万円）
 - ・ 逆に勤務年数が短期間でも、所得の2分の1のみしか課税されず、しかも分離課税
- 中途退職や転職の増加、企業年金の普及等の雇用慣行・環境が変化
⇒ 給与、退職一時金、年金の間で課税の中立性を確保していくべき

人的控除の基本構造の見直し

- 少子・高齢社会においては、老若男女を問わず働く意思と能力のある者が、経済社会の支え手として積極的に活躍できる社会が求められている
 - ⇒ できる限り多くの者が「広く公平に分かち合う」負担構造を構築する必要

- 昨年の「基本方針」では、まず様々な割増・加算措置を、「基礎控除・配偶者控除・扶養控除」に簡素化・集約化する方向を提示

- 今後の人的控除の基本構造のあり方
 - ・ 従来は標準世帯(片稼ぎの夫婦子2人世帯)の課税最低限を念頭に、世帯としての負担調整を行う観点が強かった
 - ⇒ 世帯構成の多様化を踏まえ、家族の就労に対して中立的な仕組みとすることが重要
 - ・ 少子・高齢社会における子育ての重要性
 - ⇒ 次世代の担い手である子供の扶養への配慮についても検討
(控除の仕組みを所得控除制度ではなく税額控除制度とすることも検討課題)